

エコアクション21ガイドライン改訂検討に関する作業部会（第1回）

議事要旨

日時： 平成27年7月24日（金）13:00～15:00

場所： 一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21 中央事務局 会議室

出席者（敬称略）：

・委員

八木裕之（座長）、倉阪秀史、後藤敏彦、古田清人、森下研

・オブザーバー

一般財団法人持続性推進機構 安井至、小池秀子

・環境省

総合環境政策局環境経済課 大熊一寛、齋藤英亜、永宮卓也

・一般財団法人持続性推進機構 大井圭一

・事務局 立川博巳、渡辺有子、関谷翔、関口久美子

※会議は非公開で行われた。

議題：

1. 作業部会の設置について

- 座長として八木裕之氏が選出された。
- 事務局から資料1～4について説明がなされた。

2. エコアクション21認証・登録制度の現状と課題

- 委員から資料5について説明がなされた。
- エコアクション21（以下、「EA21」）の認証取得事業者及び認証返上事業者にはどのような業種・規模の中小企業が多いかとの質問があり、これに対し、認証取得事業者の内訳は、建設業が31%、製造業が24%、廃棄物処理業が18%、卸・小売業が8%等であること、認証返上事業者に関して、特定の業種に偏っているということはないが、30人規模の事業者が多いという印象があること、認証返上の理由としては、①ISO 14001の取得への移行、②担当者の退職、③紙・ゴミ・電気に関する対策を実施し、効果が頭打ちになった等が多い、との回答がなされた。
- 今年9月のインド総会で改訂版ISO 14001が発行する見込みであり、新規認証取得事業者数が伸び悩んでいるEA21を改訂して活性化・促進するには、このタイミングを逃さないことが重要であるとの意見が出された。

3. 平成27年度エコアクション2.1ガイドライン改訂に関する調査・検討業務の背景と目的

- 事務局から資料6について説明がなされた。
- 現行のEA21は、「ISO 14001の小型版」のように認識されていることが多く、中小企業にはまだまだハードルが高すぎるのではないかと思われ、本当に中小企業に役立つ部分、例えばCO₂排出量のみ、あるいは廃棄物量のみなど、大胆に改訂しなくては、インパクトのある変更にはならないのではないかとの意見が出された。
- EA21自体に価値があると認識してもらわないと、新規認証取得事業者数が減少するという傾向は変わらないので、①より中小企業に適した取り組みやすいものに改訂する、②環境省との連携を活かし、例えばEA21の認証を取得していれば、他の届出や報告義務に代えることができる等の施策によって中小企業にメリットを与える、という両面から中小企業にとってのメリットを模索してはどうかとの提案がなされた。
- 現状ではEA21の認証を取得することのメリットが中小企業に十分感じられていないので、今回の改訂でEA21に取り組むことで経営へのメリットが感じられるものにしたい、その方法として、例えば、第1回、第2回目の認証取得では、EA21に取り組むことでまずコストダウンにつながるということを可視化して提示し、第3回目からは材料調達リスク対応等に対してEA21が役立つと認識してもらおうというような、習熟度にあわせて段階的に対応することがよいのではないかとの提案が出された。
- メリットにもさまざまなものがあり、経営に役立つ等の日常的な現実面でのメリット、EA21に取り組んだことが自分たちの自信になり誇りが持てるようになるというようなメリットなど、さまざまなメリットに分けて考える必要があるのではないか、入札で有利になる等の仕組みについては、本質的でないとの意見が出された。また、CO₂に対する関心は高く、2030年の目標を目指して、これから地方自治体が削減計画を策定し、それぞれの企業の削減目標もおのずと決まり、それを満たせないことがリスクになるといった動きになるので、これに合わせて制度を作るのがよいのではないかとの提案が出された。
- 東京都条例のように、他の自治体でもそれぞれの企業に対してキャップが設定され、ベリフィケーション（検証）が要求されることになるが、このベリフィケーションにはコストがかかるので、ベリフィケーションのためのツールとしてEA21が活用できれば、それがEA21の価値になるとの提案が出された。
- 環境省の他制度との連携ということについては、積極的に行っていくべきだと感じているが、実現の見込みは低いのではないかとの懸念が出された。

4. ISO 14001:2015 がエコアクション 2.1 ガイドラインに与える影響について（中間報告）

○事務局から資料 7 について説明がなされた。

5. 現行版ガイドライン改訂の基本的な方向性について

○事務局から資料 8 及び参考資料 1～4 について説明がなされた。

○EA21 は、あくまでも事業者のための制度、よい社会を作るための制度なので、ガイドライン全体や制度の見直しの結果に対して、審査人、地域事務局や中央事務局は変わらなくてはいけない、審査人、地域事務局や中央事務局の現状やレベルによって、改訂の方向性や可能性が制限されてしまっは良くないとの意見が出された。

○産廃処理事業者については、優良産廃処理業者認定制度との関係があるので、別に考えていかなければならないとの意見が出された。また、EA21 ガイドラインに関しては、明示的に段階制にすることには反対だが、EA21 の認証取得のための審査の過程で、例えば初・2 回目は PDCA を理解し、コストダウンが実感できる程度の最小限の要素にしておき、3・4 回目でリスク対応やエネルギーの月別管理といったことができると良いのではないかと提案が出された。

○資料 8 の 2 ページ目、左コラムの 3 段目に「EA21 取組のメリットの理解不足」とあるが、これは理解不足なのか、そもそもメリットが不十分でないのか、事業者にとって EA21 のメリットは何なのかを議論するのがこの作業部会であると認識しているとの意見が出された。

○自治体での EA21 の活用ということであれば、例えばある市は、域内の EA21 認証取得事業者と温暖化防止協定（ストップ温暖化協定）を結び、市長が表彰するという制度を整備している。EA21 がベリフィケーションの代わりに使えるということにたとえならなかったとしても、地域の制度とこのような形でブリッジングができればよいのではないかと、との意見が出された。

○自治体レベルだけでなく、例えば温対法の算定報告公表制度など、国レベルでそうしたブリッジングができるとよいとの意見が出された。

○制度との関係性についての議論では、EA21 の認証取得事業者数を増やすためにどうすればよいかという方向性ではあまり正当性がなく、他制度の例えば算定報告公表制度が非効率である等といった現状で抱えている課題から出発する必要があるとの意見が出された。

○調達リスクについて、例えば紛争鉱物などピンポイントで課題は抱えており、こうした取引先から要求される個別課題と EMS で対応している課題が乖離してしまうのではないかと懸念が出された。

○調達リスクに関して言えば、サプライチェーンの中間に位置する中小企業に対して対応を求めるのではなく、最上流の大手企業、サプライチェーンの入口で対応してもらおうという流れになっているとの情報提供があった。

○中小企業と大手企業とで要求されるレベルを分けて考えなくてはならない、大手企業に対してであれば調達リスク等の明確化を求めてもよいだろうが、中小企業にそうしたことを求めるのは厳しいので、中小企業とグローバル企業とは分けて考える必要があるとの意見が出された。

6. 現行版ガイドライン第3章のあり方について

- 事務局から資料9及び10について説明がなされた。
- EA21の潜在的ターゲット層に関して、既に認証取得している事業者が7千から8千社あり、取得理由は、取引先から要求されたり、環境に関心があったりということだと思いが、これからEA21をさらに拡大するとなると、ほとんど関心がない事業者に向けて広げていくことになるので、さらに工夫がいるだろうとの意見が出された。
- 他方、本当にほとんど関心がない事業者だけを相手にしなくてはいけないのだろうかという疑問もあり、一説によると日本にそれなりに組織として活動している事業者が80万事業者くらい存在しており、そのうち、何らかの環境関連の認証を取得している企業が4~5万事業者ほど(5%強)という概算になるが、残りがすべて零細企業かと言うと、必ずしもそうではなく、200~300人規模の中小企業のなかでも認証取得していないところが割と多く存在しているのではないだろうかとの疑問が出された。
- EA21制度のよい点は、CO₂だけでなく、廃棄物、資源・エネルギーの有効活用などをトータルに把握することができ、結果として経営に役立つという点であり、背景状況としてCO₂の重要性が高まっていることは理解しているが、EA21としては、CO₂に特化するのには得策ではなく、CO₂に特化してしまうと、既存のCO₂算定報告公表制度等との差別化が問題となり、既存の制度が良くないのかという話になってしまったため、EA21に取り組んでいけば色々な形で効果があるということを出し出したとの意見が出された。
- 今回の改訂は2009年以來の改訂になり、震災を間に挟んでいるが、その間に変化したこととして、例えば売電等に関しては現行のEA21には入っていないので、この点について議論する必要があり、さらに、省エネルギーに関しても、建物の窓対策等、対策のオプションが広がってきているので、そこも追加するかどうかを検討課題であるとの意見が出された。
- EA21の改訂の方向性としては、認証取得企業を拡大するという方向と、認証取得企業でのマネジメントの質を上げていくという方向の両方を考えることが重要であり、また、EA21の取組に関する情報として、どういう情報ならば外部に使ってもらえるのかという視点も必要であり、例えば、バリューチェーン規模に拡大した場合、現在はEA21の対象は組織単位であるが、製品ごとにする必要があるのかといった観点からの事業者にとってのメリットも考える必要があるとの意見が出された。
- ある自動車メーカーが10次下請けまで物流を把握できるようなシステムを構築したという新聞記事が今年の春ごろに出ていたが、例えば、グリーン購入に対応するときに、具体的に何次下請けまで考慮するつもりなのか、ファーストティアだけなのかセカンドティア以降もやるのか、企業はどこまでやろうとしているのか、今後、ヒアリング等を通じて企業に尋ねてみてはどうかとの提案が出された。
- 潜在的ターゲット層に関する疑問について、どのように調べることができるかを考えてみたが、例えば地域事務局に商工会議所があるので、その商工会議所の会員に対してアンケート調査を行うことで、ある地域の状況を把握することはできるし、商工会議所が難しければ、中小企業団体等を通して、中央事務局から調査を依頼することもできるかもしれないとの提案が出された。
- 結果として現状のEA21認証取得事業者の多くは100人以下の規模であるが、潜在的ターゲット層も

100 人以下の規模なのか、それとも 300～500 人規模の国内事業者が潜在的ターゲット層として存在しているのかが分からないとの疑問が出された。

- 業種・業態によって、サプライチェーンの考え方がまったく異なりそれぞれの傾向があるので、それぞれに分けて考える必要があるとの意見が出された。

7. その他

- 事務局から次回の作業部会の日程が案内された。

以上